

建設業における働き方改革について

令和5年10月 佐賀労働局 佐賀労働基準監督署

- 1 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 4 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介

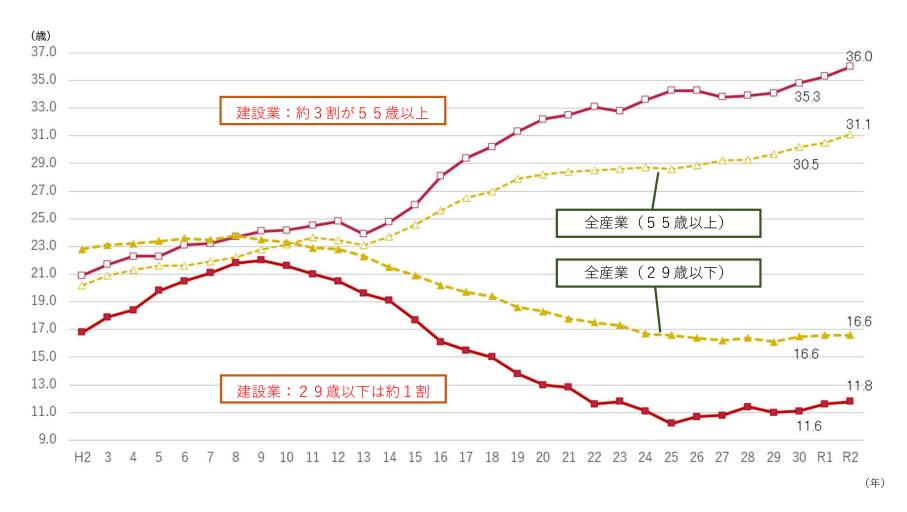


- 1 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 4 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介



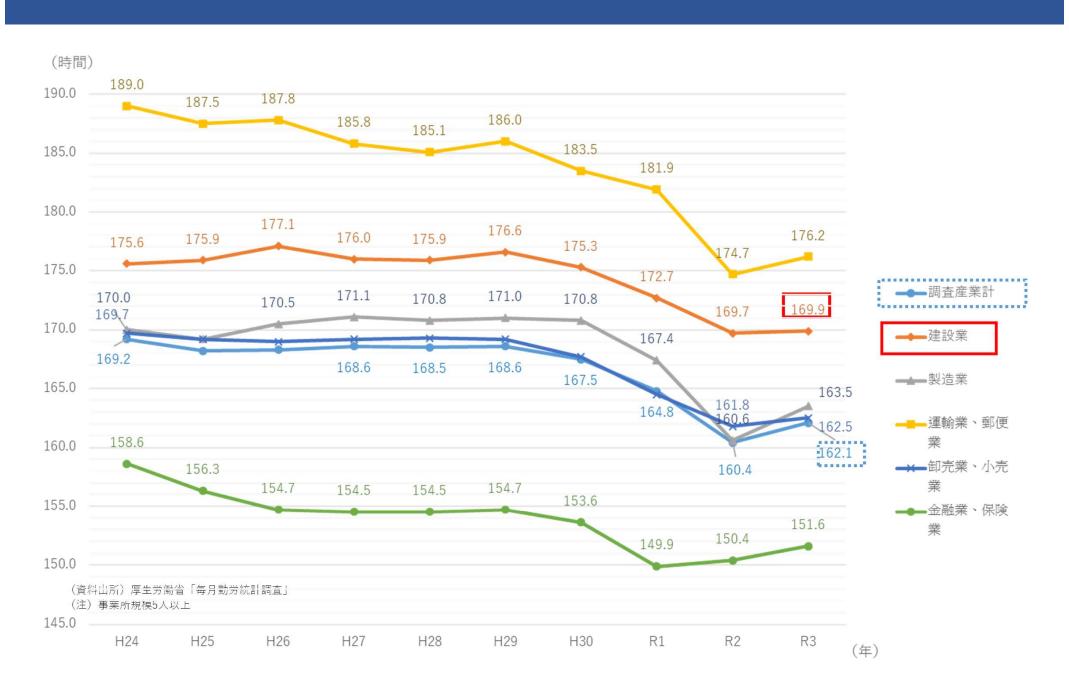
建設業を取り巻く状況(高齢化の進行)

- ○ 建設業就業者は、直近では55歳以上が約36%、29歳以下が約12%となっている。
- ・ ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和元年と比較して、55歳以上が約1万人増加(29歳以下は増減なし)。



出典:総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業を取り巻く状況(労働時間)



働き方改革の目的

多様な働き方を選択できる社会の実現

(企業)

働き方改革に取り組まないと… 「少子高齢化に伴う労働力人口の減少」 「働き方のニーズの多様化」 の問題に対応できなくなるおそれがある

働き方改革



魅力ある職場作り 人材の確保 業績の向上 利益増

成長と分配の好循環

働き方改革の流れ

労働時間関係 労働同一賃金関係 その他の法改正関係 2018年 2019年 2020年 2022年 2023年 2021年 2024年 7月6日 (公布日) 月 月 月 月 大 労働基準法 労働基準法 パートタイム・有期雇 1 企業 ·上限規制 用労働法 上限規制の適用猶予廃止 育児・介護休業法 雇用保険法 · 自動車運転者 労働者派遣法 ・看護休暇、介護休 ・65歳以上の労 労働基準法 • 建設 暇(時間単位取得) 働者に適用 ・高度プロフェッ 女性活躍推進法 ・医師 ショナル制度 · 鹿児島沖縄砂糖製造業 ・情報公表 高齢者雇用安定法 ・年休取得義務 労働基準法 ・フレックスタイム ・賃金請求権延長 労働施策総合推進 設定改善法 ・中途採用者の公 女性活躍推進法 ・勤務間インターバル ・プラチナえるぼし 月 安全衛生法 労働基準法施行規則 ・産業医、産業保健強化 労働施策総合推進法 ・賃金の口座振込み ・労働時間の状況の把握 自動車運転者労働時間等の ・パワハラ防止対策 等について 改善のための基準(改善基 男女雇用機会均等法 準告示) の施行 育児・介護休業法 ・ハラスメント対策の強化 中 労働基準法 労働基準法 パートタイ 女性活躍推進法 労働基準法 労働基準法 ・上限規制、賃金請求権 ・労働者数101人以 上限規制の適用猶予廃止 ・高度プロフェッ ム・有期雇用 割増賃金率見直しの 小企業 ショナル制度 延長 労働法 猫予措置の廃止 · 自動車運転者 300人以下に行動計 ・年休取得義務 建設 ・フレックスタイム 労働者派遣法 ・医師 育理・介護休業法 **強働施**策総合推進法 鹿児島沖縄砂糖製造業 ・看護休暇、介護休 6 ・パワハラ防止対策 設定改善法 暇(時間単位取得) ・勤務間インターバル 男女屋用機会均等法 育児・介護休業法 安全衛生法 < 中小企業 > 資本金の額又は出資の総額 or 常時使用する従業員の数 ・ハラスメント対策の強化 · 産業医、産業保健強化 ・労働時間の状況の把握 労災保険法

- 1 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 4 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介



時間外労働の上限規制に関するリーフレット



CONSTRUCTION INDUSTRY

建設業

時間外労働の上限規制わかりやすい解説



労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって 上限が定められており、 労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、 これを延長することはできません。

労働時間の定め

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた 労働時間の限度

1日 8時間及び1週 40時間

法律で 定められた休日 毎週少なくとも回

36協定の 締結・届出

これを超えるには、

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。 また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

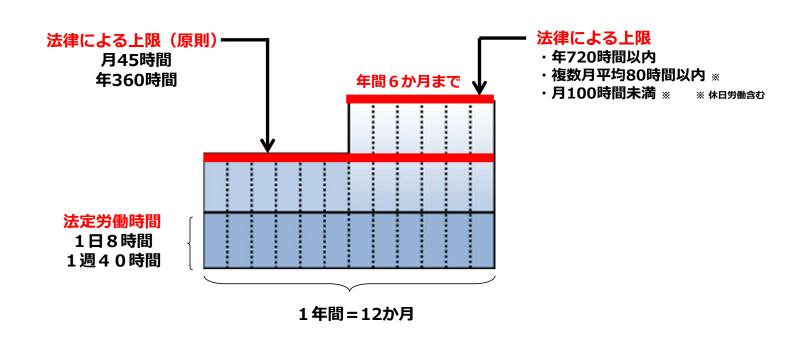
- 労働基準法第36条に基づく労使協定(36(サプロク)協定)の締結
- 36協定の所轄労働基準監督署長への届出が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

時間外労働の上限規制の概要(一般の建設の事業)

- 時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間となる。
- 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合(特別条項)でも、以下の規制がかかる。
 - >時間外労働が年720時間以内
 - ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
 - ▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内

時間外労働の上限規制のイメージ



時間外労働の上限規制の概要(災害時における復旧及び復興の事業)

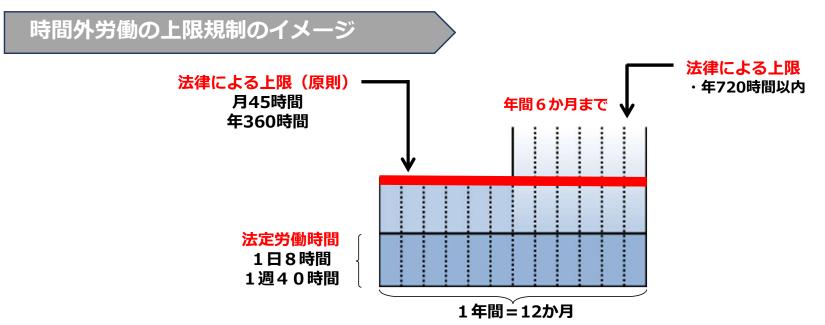
●建設事業のうち、「災害時における復旧及び復興の事業」に限り、令和6年4月1日以降も一部の規定は適用されない。

×適用されない規定

▶時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均がいずれも1月あたり80時間以内

<u>の適用される規定</u>

- ▶時間外労働が年720時間以内
- ▶時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度



災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合の 36協定の締結

- ① 36協定は、将来起こるかもしれない事由についてあらかじめ締結するものであり、災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合に関しても、労基法第139条の規定に基づき、36協定の特別条項として、1か月の上限時間(100時間未満)を超えた延長時間をあらかじめ締結することが可能である。
- ② ただし、事業として行っているか否かにかかわらず、規模も様々な災害における復旧及び復興の事業について、無制限に労基法第139条の適用を認めることは制度趣旨に反し妥当ではないため、同条の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧及び復興の事業が対象となる。
- ③ 例えば、以下のような事業が対象となる。
 - ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業
 - (※)公共土木施設災害復旧事業費負担法に基づき、災害により地方自治体が管理している道路や河川が崩壊した場合に、被災した公共 土木施設を国庫補助を受けて速やかに復旧する事業。
 - ・<u>国や地方自治体と締結した災害協定(※事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事</u>者になっていない場合も含む。)に基づく災害の復旧の事業
 - (※) 災害が発生した場合には、国・地方自治体と事業者・事業者団体との間で事前に締結した災害協定に基づいて、食糧、医療、運送、 建設、各種ライフライン等に関する事業者が直ぐに復旧作業を行い、後から契約を締結するという取扱いをしている。
 - ・維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。)の指示により対応する災害の復旧の事業
 - ・複数年にわたって行う復興の事業等

- 1 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 4 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介



36協定の様式について

これまで建設業は、「様式9号の4」の一種類のみ。

2024年4月1日から適用される36協定については、4パターンの様式から選択して作成する必要があります!!

限度時間を超えない場合の36協定(一般条項)…

様式9号(一般的な建設事業)

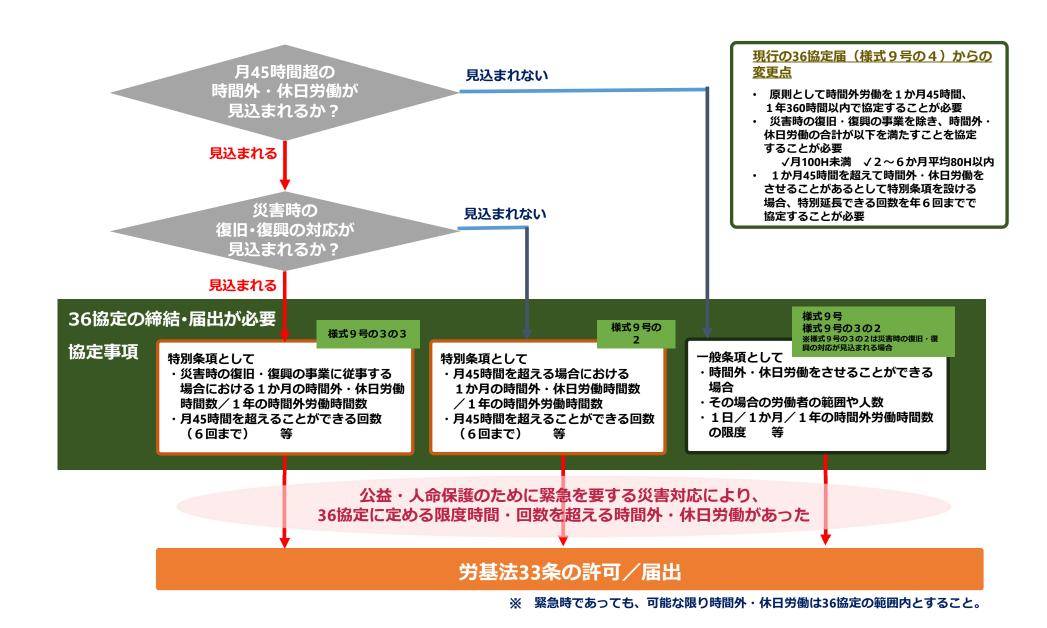
様式9号の3の2(災害時の復旧・復興の事業)

限度時間を超える場合の36協定(特別条項)…

様式9号の2(一般的な建設事業)

様式9号の3の3(災害時の復旧・復興の事業)

36協定の手続きのフローチャート



新36協定届の記載例(様式第9号)

(月45h超の時間外・休日労働が見込まれず、

災害時の復旧・復興も見込まれない場合)

| 表面 | | 事業場(コ | 場、支店、営業所 | (等) | | | | | 70000 | | 10000 | | 労働保険番号·法人番号 |
|-----------------------|---|--|------------|--|---|---------|-----------------------|------------|---|-------------------|----------------------|------------------|---------------------------|
| | | | としてください。 | 時間外劣 | | る協定届 | 労働保険者 | 1000年 | 以 () () () () () () () () () (| 基幹番号 | 校番号 被 | | を記載してください。 |
| | 様式第9号(第16条第1項関係) | | 1 | | 彻 | | 法人番 | 당 | 0000 | 0000 | 0000 | | |
| | 事業の種類 | | | 事業の名称 | | | 事業 | の所在地(電 | 話番号) | | 協定の | 行効期間 | この協定が有効となる |
| | 土木工事業 | | ○○建設材 | ****** | rag | | 00000) | | | | 0000 | 年4月1日 | 期間を定めてください。 |
| | 工小工争来 | | ○○建設作 | 株式会社 ○○営業 | 191 | ООпс | ○町1-2-3 | (電話音 | 号: 000- 000 | 0 -0000) | から1年 | ay . | 1年とすることが望まし |
| | | | | | | | | | 延長すること | ができる時間数 | 140 ((())) | thacont strict | いです。 |
| | | | | | 00 4th 46 80 | 所定労働時間 | , | B | 1箇月(①につい | | 1年(①について で、②については | | |
| | | 時間外労働必要のある | | 業務の種類 | (満18歳 以上の者) | (18) | | | で、②については | は42時間まで) | 起算日 〇〇 | 〇〇年4月1 | |
| | | | | | (KEVA) | (任意) | 法定労働時間を | 所定労働時間 | を法定労働時間を | 所定労働時間を | | 所定労働共同 | 1年の上限時間を計算す |
| +14 MOBB 1/2 1/10 | | | | | | | 超える時間数 | 超える時間 (任意) | 数超える時間が | 超える時間数 (任意) | 超える時間数 | 超える時 (任意) | る際の起算日を記載し |
| 対象期間が3か月 超える1年単位の3 | | 突発的な仕様変異 | による納別の切迫 | 現場作業 | 10人 | 7.5時間 | 3時間 | 3.5時間 | 30時間 | 40時間 | 250時間 | 370時間 | てください。その1年に |
| 形労働時間制が | | 臨時の受注対 | 8 | 施工管理 | 3人 | 7.5時間 | 2時間 | 2.5時間 | 15時間 | 25時間 | 150時間 | 270時間 | おいては、協定の内容 |
| 用される労働者に | - I IC O (- IC - I | 機械、工具の故 | 障等への対応 | 現場管理 | 3人 | 7.5時間 | 2時間 | 2.5時間 | 15時間 | 25時間 | 150時間 | 270時間 | を変更して再度届け出 |
| いては、②の欄に | | | | | | | | i | | | | | ることがあった場合で も、起算日は同一の日と |
| 載してください。 | ************************************* | 月末の決算事 | 務 | 経理事務員 | 5人 | 7.5時間 | 3時間 | 3.5時間 | 20時間 | 30時間 | 200時間 | 320時間 | する必要があります。 |
| | ② 1年単位の変形労働時間制 | 工程変更、 | | 施工管理 | 3人 | 7.5時間 | 3時間 | 3.5時間 | | 30時間 | 200時間 | 320時間 | 7 52387 50 7 \$ 7 6 |
| | により労働する労働者 | | | | | | | + | | <u> </u> | | | |
| 労働者の過半数で | | 事由は具 定めてくた | | 業務の範囲を細分化 明確に定めてください | る時間数を完めてください。間数を完めてください。①は45時 定めてください。① | | | | を超える時間数を 360時間以内、② | | | | |
| 織する労働組合が | | | | 77.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7.7 | 所定体日 | | | # は320時 | # は320時間以内です。 | | | | |
| の締結をする者を | 34 EL 23 HO - C C | せる必要のある具体 | 的事由 | 業務の種類 | (満18歳)以上の者) | | (任意) | | | 日の日数 | 休日における始 | 象及び終業の時刻 | 1 |
| ぶことを明確にし | Whenh - off Madalana | | | 施工管理 | 3人 | | 土日祝日 | | | 1か月に1日 8:30~17:30 | | | 時間外労働と法定休 |
| 上で、投票・挙手等 | り 機械 丁貝の故障等 | の対応 | | 現場管理 | 3人 | | 土日初日 1か月に1日 8:30~17:3 | | | | ~17·30 | 日労働を合計した時 | |
| 方法で労働者の過 | 4_ | | 労働及び休日労働を | 合算した時間数は、1箇月に | ついて100 | 特闘未満でな | ければならず、カ | いつ2箇月から | 6箇月までを平均 | して80時間を表 | 引消しないこと。 | ~ | 間数は、月100時間未 |
| 数代表者を選出し | | | | | | | | | | (d-v | ン クポックスに | | 満 2~6か月平均80 |
| 選出方法を記載し | 協定の成立年月日 〇〇〇〇 | 9年 3月 | 12日 | | | | | | 管理監督者は 労働者代表に | | | | 時間以内でなければ |
| ください。使用者に | 協定の当束者である労働組合(| 事業者の労働者の過 | 半数で組織する労働 | 組合)の名称又は労働者の過 | 半数を代表 | はする者の 唯 | 経理担当事 | 務員 | 労働者代表に | はなれません | • | | いけません。これを労 |
| る指名や、使用者 意向に基づく選出 | | 快 6 川田花子 | | | | | | | 使で確認の上、必ず チェックを入れてくだ | | | | |
| 認められません。チェ | しまりななの場合 まっちゃっかん | | | | 上記協定の | 当事者であるタ | 労働者の選半数 | 1 | は記名・押印 | | る者では | ಕರ್ತಕ. 🗹 | さい。チェックボック |
| クボックスにチェッ | | ころ者が、労働其準3 | 第41条第2長に担信 | する監督又は管理の地位に | ある者でた | くかつ 間注 | に根定する検定 | | | | ックスに | 要チェック) 等の方法によ | スにチェックがない場 |
| がない場合には、 | TOP 1 10 11 - 1 10 - 1 | 上記労働者の選半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、 る手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 < ✓ (チェックボックスに要 | | | | | | | | | | | 合には、有効な協定届 |
| 式上の要件に適合 | 0000 4 | 3月 15 | B | _ | | - | 代表取締役 | | | | | _ | とはなりません。 |
| ている協定届とは | r | | | | | | 田中太郎 | 協定 | 書を兼ねる場合 | 合には、使用者 | 省の署名またに | t l | |
| りません。 | 0 0 | 労働基準監督署長 | ıα . | | | | | 記名 | ・押印などが必 | 要です。 | | | |

新36協定届の記載例(様式第9号の2)特別条項

(月45h超の時間外·休日労働が見込まれるが、

災害時の復旧・復興も見込まれない場合)

| 2枚目表面 | 時間外労働 株 日 労 働 に関する協定届 (特別条項) (株 日 労 働 に関する協定届 (特別条項) | | | | | | | | | | 定の内容を変更して 再度届け出ることが あった場合でも、起 | | |
|---|---|--|--|---|---|--|---|---|-------------------------------------|---|--|--|---|
| | | | AN 165 Str. 86 | | L日 E意) | (時間)外労働及 | 1 箇 び休日労働を合算し | [月 た時間数。100時間 | 未満に製る。) | (時間9 720 起算日 (年月日) | 1年 内労働のみの時間 以内に限る | ,,) | 算日は同一の日とす る必要があります。 |
| | 臨時的に限度時間を超えて 労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳 以上の者) | 延長すること 法定労働時間を 超える時間数 | ができる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 股産時間を超え て労働させるこ とができる回数 (6回以内に限る。) | 及び休日労 法定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 | ができる時間数 備の時間数 所定労働時間を超 える時間数と体日 労働の時間数を合 算した時間数 (任意) | えた労働に係 | 法定労働時間を 超える時間数 | できる時間数 所定労働時間を 超える時間数 (任意) | 限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率 | 限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、 法定の割増率(25%) |
| | 突発的な仕様変更への対応 | 現場作業 | 10人 | 6時間 | 6.5時間 | 40 | 60時間 | 70時間 | 35% | 550時間 | 670時間 | 35% | を超える割増率とな |
| | 納期ひっ迫への対応 | 現場作業 | 10人 | 6時間 | 6.5時間 | 3回 | 60時間 | 70時間 | 35% | 500時間 | 620時間 | 35% | るよう努めてください。 |
| | 大規模な施行トラブル対応 | 施工管理 | 3人 | 6時間 | 6.5時間 | 3回 | 55時間 | 65時間 | 35% | 450時間 | 570時間 | 35% | 時間外労働と法定休日 |
| 限度時間を超えて 労働させる場合に とる手続について 定めてください。 限度時間を超えた | 事由は一時的または突発的に時間外労働を行わせる 必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要なとき」「業務」 やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くま それがあるものは認められません。 | 分化し、利のでくださ | 用確に定 い。 者に対す (具体的内容 対象労働 | (月45時を超えて) 定めてくが に限ります | | 間から、大内には、大きのでは、たらのでは、たらの | 時間(月45時間 4 が 5 が 5 動きと外日 5 を定めまってがさおい。 ほいても、2 <u>~6か</u> を超えてはいけま を超えてはいけま | 合の、1か月の <u>働の合計の時</u> 。 <u>月100時間未</u> 。の時間数を満 月平均で月80 せん。 | 間外労働 の割増賃 ください。 定の割増 | 「を超えて時 をさせる場合 金率を定めて この場合、法 ※ (25%)を 整率となるよ ください。 | 限度時間(年3 または320時間 て労働させる1 外労働(休日労 ません)の時間 でください。3 間以内に限りま | 1)を超え 年の <u>時間</u> 動は含み 数を定め 5720時 | は、月100時間未満、2-6 か月平均80時間以内で なければいけません。こ れを労使で確認の上、必 ずチェックを入れてくた さい。チェックボックスに チェックがない場合に は、有効な協定属とはな りません。 |
| 労働者に対し、以 下のいずなな保措を 原福社では、 原福をできる。 はださを記している。 はださを記り内容。 を 日具体では、 就してください。 (健康 | 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働系 協定の成立年月日 | 空組織する労働組合 出方法 (投票に お者の過半数で組織 条第2号に規定す 使用者の意向に基づ | (した時間数: (こ)の名称又は (ことの選挙) (する労働組合 る監督又は (する労働出され (する対象) | は、1箇月につい 労働者の過半を きである又は上版 育理の地位にある | で100時間未満で なを代表する者の 協定の当事者であ る者でなく、かつ、 と。 ✓ (チェック 使用者 | 職名 経理担 張氏名 山田花) る労働者の過 同法に規定す要 職名 田中太 氏名 田中太 | 当事務員 梅 表 当事務員 梅 表 半数を代表する な協定等をする がない。 | から6箇月までは 式9号の2の原 よび選出方法 者が事業場の全 者を選出するこ | 品出をする場 、使用者代 ての労働者の とを明らかに | (チェックな 場合には、2枚目 表者名の記入な の過半数を代表す (チェッ こして実施される | ボックスに要チ 目に労働者代表 をしてください 「る者であること ックボックスに」 | 者名。 | 労働者の過半数で組織 する労働組合が無い場合には、36協定のを締結を する者を選ぶことを明美にした上で、投票・挙過 にした上で、投票・の方法を で労働者のしているい。 使用者の向に基づくます。 は認められません。チェックない場合には、形式、協定 要件に適合している協定 |

新36協定届の記載例(様式第9号の3の2)

(月45h超の時間外·休日労働が見込まれないが、

災害時の復旧・復興も見込まれる場合)

| | | | | | | | | | | | | | · W |
|------|---|-------------------------|------------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|---|-----------------------|--------------------------------|--|--------------------|------------------------|
| | | | | 時間外労 休 日 労 | (C X 3 | する協定届 | 労働保険 (法人番号 | munk | | x### | _ | K-K02469 | い。その1 ては、協定 変更して |
| 模式 | 第9号の3の2(第70条関係) | | | *** | | | | | | | | | 出ることが |
| | 事業の種類 | | | 事業の名称 | | (Ŧ OOO - | -0000) | 徳の所在地(電影 | (荷号) | | 協定の | | 合でも、起 一の日とす |
| | 土木工事業 | | 〇〇建 | 設株式会社 ○○支店 | | 00市0 | ○町1-2-3 | (電話番) | 9:000 - 0000 | 0 - 0000) | 0000年4月 | 11日から1部 | あります。 |
| | | 時間外労働をさせる 必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳 (以上の者) | 放 所定労働時間 (1日) (任意) | | 日 所定労働時間を | 1箇月(①につい ②については420 | ては45時間まで、 時間まで) 「所定労働時期を | 1年(①について ②については32 起算日 (年月日) ○○ 法定労働時間を | 0時間まで) ○○年4月1日 | |
| | | | | | | | 法定労働時間を 超える時間数 | 超える時間数 (任意) | 法定労働時間を 超える時間数 | 超える時間数 (任意) | 超える時間数 | | Ŕ |
| | | 突発的な仕様変更等 | による納期の切迫 | 現場作業 | 15人 | 8時間 | 5時間 | 5時間 | 45時間 | 45時間 | 360時間 | 360時間 | _ |
| 時間 | ① 下記②に該当しない労働者 | 臨時の受注対応 | | 施工管理 | 10人 | 8時間 | 3時間 | 3時間 | 30時間 | 30時間 | 250時間 | 250時間 | |
| 外労 | | 悪天候による工期遅 | 延の解消 | 現場管理 | 10人 | 8時間 | 3時間 | 3時間 | 30時間 | 30時間 | 250時間 | 250時間 | _ |
| 働 | | 台風被害からの復旧 | 作業 | 現場作業 | 15人 | 8時間 | 5時間 | 5時間 | 45時間 | 45時間 | 360時間 | 360時間 | |
| 事由は非 | 具体的に定めてください。 | - 月末の決算業務 | | 経理事務員 | 5人 | 8時間 | 2時間 | 2時間 | 20時間 | 20時間 | 200時間 | 200時間 | |
| | ② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者 | 形労働時間制が | | 州でれる方間省にノ 印珠に中外でください 時間粉え中外 | | | 定労働時間を表定めてください。 | さい。 超える時間数を定めてく あ時間数を定めてくださ い。①は45時間以内、 い。①は360時間以内、② | | | | | |
| 休 | 休日労働をさ | せる必要のある具体的 | 亨事由 | 業務の種類 | 労働者数 (満18歳 以上の者) | | 所定休日 (任意) | ②t# | 42時間以内です | 。 できる 日の日数 | 20時間以内です 労働させること 休日における始ま | とかできる法な | - 1 |
| 日労 | 臨時の受注対応 | | | 施工管理 | 5人 | | 每週2回 | 1か月に1回 | | 9:00~ | -18:00 | 7 | |
| Ŀ | | | | | | | | | | | | | |
| 協力 | 協定の成立年月日 | | | | | | | | | | | | |
| | ✓ (チェックボックスに要チェック) 上記労働者の選半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、 挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 | | | | | | | | | | | | |
| | 0000 4 | 3月 12日 | 1 | | 6 | | 名 代表取締役 8 田中太郎 | | ■半数で組織す (ことを明確にし | る労働組合が | ない場合には | 、36協定の締 | |
| | 00 | る場合には、使用者の署名 | 3又は記名 | _/ | | 代表者を選 | 出し、選出方法 | | ださい。使用者 | による指名や | や、使用 | | |

新36協定届の記載例(様式第9号の3の3)

(月45h超の時間外·休日労働が見込まれ、

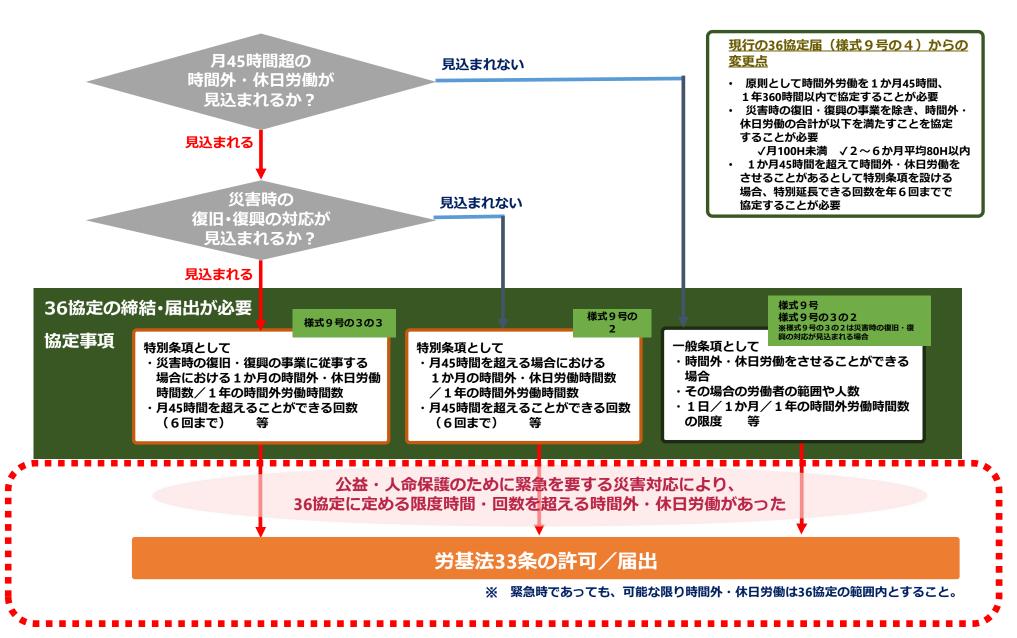
災害時の復旧・復興も見込まれる場合)



- 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介



36協定の手続きのフローチャート



労働基準法第33条第1項の許可基準

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について (令和元年6月7日付け基発0607第1号)の概要

労基法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- (1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- (2) 地震、津波、風水害、**雪害**、爆発、火災等の災害への対応(差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認めること。例えば、 災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等の**ライフライン**や安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なリコール対応は含まれること。
- (3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧 は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻 撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- (4)上記(2)及び(3)の基準については、<u>他の事業場からの協力要請に応じる場合</u>においても、人命 又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる 場合には、認めること。

労働基準法第33条第1項の許可基準

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点 について(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)の概要

1 許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

2 許可基準(2)の「雪害」については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時 の必要がある場合**が該当する。

具体的には、例えば、<u>安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合。</u>

- 3 許可基準(2)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。
- 4 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、許可基準(4)の「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、**国や地方公共団体からの要 請も含まれる**。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となる。

- 1 建設業を取り巻く状況
- 2 時間外労働の上限規制
- 3 36協定の届出手続等
- 4 労働基準法第33条の届出等
- 5 各種窓口・助成金等の紹介



佐賀労働局HP

適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト 「はたらきかたススメ」動画を更新しました

佐賀労働局労働基準部 監督課



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたススメ



https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたススメ

検索



働き方改革の支援・相談先のご案内

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談。支援コーナー を労働基準監督署に設置しています。

専門の「労働時間相談・支援班」が、 以下のようなご相談について、 お悩みに沿った解決策をご提案します。

- (上) 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般
- 長時間労働の削減に向けた取組み
- 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- □ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

残業時間を減らしたい どうすれば いいんだろう?

このようにお悩みではないですか?

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは お気軽に、**お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい**。



うちの会社の 労働時間制度は このままで ◆ いいのかな・・・? 佐賀労働基準監督署

電話 0952-32-7133

受付:8時30分~17時15分(土・日・祝祭日を除く)

取り組み事例の紹介



動き方改革特徴サイト 支援のご案内 働き方改革の ポイント 助成金のご案内

無料相談窓口 働き方改革推進 支援センター お役立ち コンテンツ

SPECIAL





働き方改革のポイントをチェック!



取り組み事例の紹介①



休暇の取得促進による 職場環境の改善 完全週休2日を実現

舘野建設 株式会社

(栃木県栃木市)

DATA

- 事業内容/建設業
- 設立年/1952年
- 代表者/横田維作社長
- 従業員数/82人
- 担当専門家/社会保険労務士·石川知司氏

【従業員の声・反応等】

休日、休暇の見直しに当初不安はあったが、年 次有給休暇が足りない者には、会社が有給の特 別休暇を認め、5月連休、8月のお盆休み、年末年 始の休みも従来通り休めたため、大変良い見直し だった。



遊路築造工事の土工作業風景



土日休の完全週休2日制を実現した社

【評価のポイント】

松浦 民惠 法政大学教授

工期の調整が困難な中、強いリーダーシップ の下で、土日が休日の完全週休2日制への変 更を実現し、休暇取得も推進した。

働き方改革 クッドプラクティス2021

労働時間•休暇部門

社長 横田 雄作氏

タイムリーな支援に感謝

就業規則の見直しや休日・休暇の取得促進など を検討していたときに派遣専門家から無料の訪問 支援の電話があり、早速、専門家派遣をお願いした。

丁寧に分かりやすく法改正のポイントを教授しても 6ったほか、就業規則の細かな確認・指導もあり、改 正した就業規則を所轄の労働基準監督署へ届け 出ることができた。土日完全週休2日制の実施、年次 有給休暇の計画的付与により休日、休暇の取得促 進も実現できた。今回の無料相談は当社にとってタ イムリーな支援であり感謝したい。

相談内容

- ◆建設業界は「3K」のイメージがあり、新規の人材採用が 計画通りいかない状況だった。
- ◆若者の採用に積極的な企業を認定する厚生労働省の 「ユースエール」取得を機会に、本格的に若者をはじめ 従業員の労働条件の改善に取り組む必要性を感じていた。
- ◆人材採用、育成・定着が重要な経営課題であり、解決 に向けた第一歩として、休日・休暇制度をはじめとした就 業規則の全体的な見直しが必要だった。

専門家からのアドバイス

- ◆年次有給休暇の取得促進を図るため、1年単位の変 形労働時間制か6土日が休日の完全週休2日制に変更
- ◆5月の連休、お盆休み、年末年始の連休は年次有給休 暇の計画的付与とした。
- ◆体暇の計画的付与が就業規則で規定されていたもの の、今まで運用がなされていなかった。今回の就業規則 の制度改定により、年間体日数は105日から114日に増 Int.ト
- ◆就業規則にパワハラ・セクハラ、ストレスチェック、個人情報保護規定といった条文を追記するなどし、働き方改革を進めた。



担当専門家 社会保険労務士 石川 知司氏

労働環境の改善に積極的

5回会社を訪問し、いずれも横田雄作社長、遠藤 明雄総務部長の2人と面談した。特に横田社長は 労務面の課題解決に強い関心を持っておられ、労 鶴環境の改善に積極的に対応したいという意向だっ た。今回の制度導入は社長の英断によるもので、敬 意を表したいと思う。

取り組み事例の紹介②



勤怠データを情報共有 データの「見える化」が 時間外労働削減に

石澤工業 株式会社 (東京都江東区)

DATA

- 事業内容/鉄筋工事業
- 設立年/1958年
- 代表者/石澤拓哉社長
- 従業員数/80人
- 担当専門家/社会保険労務士·國分真貴子氏

【従業員の声・反応等】

工場での長時間労働の偏りをなくし、作業員全 員で作業を終わらせることにより、今まで以上に 連帯感が芽生えてきている。



鉄筋材料の加工作法



準備体操後に行っている朝のミーティング

【評価のポイント】

松浦 民惠 法政大学教授

ベテランと若手の管理者に相談しやすい体 制整備や勤怠データの「見える化」が、時間外 労働削減などの成果につながった。



労働時間•休暇部門

社長 石澤 拓哉氏

管理者選任で相談しやすい体制に

動

データの情報共有と見える化で社内の問題 点が従業員レベルで把握できるようになった。本社と 工場間でデータ共有しやすくなり、社員間のコミュニ ケーションも取れるようになり、意識改革につながって いる。

今回選任された管理者4名は顔写真入りで戦場 に明示されており、社員にもわかりやすく相談しやすい 体割となった。

実際に運用していくと勤務の偏りがなくなり、時間 外労働が削減できるようになった。今後も健康経営に 注力し、依頼主の要望に時間と質で応えていきたい。

相談内容

- ◆建築資材の鉄筋製造は、現場の各所で仕様が異なるう え事前に製造ストックできるものではなく、依頼主による設 計変更や短期の納期要望に応えるために、作業が集中 し長時間労働になることがあった。
- ◆時間外労働を指示する社員に偏りがあり、一部の社員に 負担がかかっていた。

専門家からのアドバイス

- ◆勤務時間の管理は随時確認できるシステムの導入を提案した。とかし早急な導入は難しいため、まずは表計算ソフトのシート管理に切り替え、法定内残業と法定外残業に分けて管理するよう助言した。
- ◆勤恵データは本社管理者も情報共有できるようにし、期間 途中に累積時間により注意喚起すること、長時間労働者 の本社管理者と医師の面談も実施するよう助言した。
- ◆石澤社長の意向で組織を見直し、ベテランと若手1人 ずつで構成する管理者チーム2組を創設。時間管理と 社員の意識改革へつなげることにした。



担当専門家 社会保険労務士 **國分 真貴子氏**

表計算ソフトで勤怠管理

誰がどれくらい働いているかを把握するため、まず 表計算ソフトで動怠管理することとした。法定内残業 と法定外残業を分けて計上し、所定勤務時間と法 令上の差分を管理した。時間外労働が特定の社員 に集中しないように管理者と本社担当で各週ごとに 確認し、管理者の負担も軽減できるよう組織も改編 し、指揮・コミュニケーションをとりやすい環境にしても らった。管理者4人はベテランと若手で組んでもらい、 管理者教育にもつなげている。

助成金の紹介 「働き方改革推進支援助成金」



令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース(建設業)のご案内



令和6年4月1日から、建設業にも、時間外労働の上限規制が適用されます。 このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取 り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例

企業の 課題

積算業務を効率化し、 労働時間を削減したい!



土木工事積算システムを導入

助成金 による 取組

改善の

結果





過去の類似工事との比較が容 易になり、より短時間で適正 な積算値を算出できるように なった。

測量作業と重機操作を効率化し、 労働時間を削減したい!

測量杭打ち機と 重機用センサーユニットを導入



測量や杭打ち、重機の操作を 1人で行えるようになり、1 日当たりの作業時間が削減さ れた。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ

|交付申請書| を、最寄りの 労働局雇用環境・均等部 (室)に提出

(締切:11月30日(木))

申請書の記載例を掲載している

こちらからダウンロードできます。

交付決定後、提出した計画に 沿って取組を実施

(事業実施は、令和6年1月 31日 (水) まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が 終了した日から起算して30日後の日ま たは2月9日(金)のいずれか早い日 となります。)

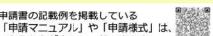
(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する

都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



電子申請システムによる申請も 可能です。詳しくはこちら (https://www.jgrantsportal.go.ip/)



(2023.4)

適用猶予業種等対応コース(建設業)の助成内容

主業事象対

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基 準法第139条第1項に定める工作物の建設の 事業その他これに関連する事業として厚生労 働省令で定める事業を主たる事業として営む 中小企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就 業規則等を整備していること。
- 3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
- 4. 下記「成果目標」②を選択する場合、交付 申請時点の所定休日が4週当たり4日から7 日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が3億円以下
- ・常時使用する労働者が300人以下

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※3)
- (※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関する もの及び業務研修も含みます。
- (※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、 達成を目指して取組を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時 間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定 時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80
- ② 全ての対象事業場において、4週における所定休 日を1日から4日以上増加させること。

時間以下に設定

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当た りの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上 げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成 対象となる取組の実施に要した経費の一部を支 給します。【助成額最大830万円】

以下のいずれか低い額

- I 以下1~2の上限額及び3の加算額の合計額
- Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※4)
- (※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対 象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が 30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

| | 事業実施前の | の設定時間数 |
|--|---|---|
| 事業実施後に設定す る時間外労働と休日 労働の合計時間数 | 現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月80時間を超 えて設定している事 業場 | 現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月60時間を超 えて設定している事 業場 |
| 時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定 | 250万円 | 200万円 |
| 時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間を超え、月80 時間以下に設定 | 150万円 | - |

2. 成果目標②の上限額:1日増加ごとに25万円(※5) (最大100万円)

(※5) 年間における所定休日数を定めている場合は、 以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を 算出します。

(年間所定休日数) ÷ (365日÷7) × 4

3. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

| 引上げ人数 | 1~3人 | 4~6人 | 7~10人 | 11人~30人 |
|--------------|------|------|-------|------------------------|
| 3 %以上 引上げ | 30万円 | 60万円 | 100万円 | 1人当たり10万円 (上限300万円) |
| 5 %以上 引上げ | 48万円 | 96万円 | 160万円 | 1人当たり16万円 (上限480万円) |

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

| 引上げ人数 | 1~3人 | 4~6.1 | 7~10人 | 11人~30人 |
|--------------|------|-------|-------|--------------------------|
| 3 %以上 引上げ | 15万円 | 30万円 | 50万円 | 1 人当たり 5 万円 (上限150万円) |
| 5 %以上 引上げ | 24万円 | 48万円 | 80万円 | 1人当たり8万円 (上限240万円) |

助成金の紹介 「業務改善助成金」

8月31日から開始

※申請期限: 2024 (令和6) 年1月31日 (事業完了期限: 2024 (令和6) 年2月28日)

業務改善助成金の制度が拡充されます!

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行っ た中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金 引き上げの計画



設備投資等の計画 機械設備、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など

計画の承認 と実施

設備投資等の費用 の一部を助成

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

対象事業場: 事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が 30円以内の事業場

例:地域別最低賃金が920円の ま 地域こおいて

事業場内最低賃金が 955円 (差額35円) の上場



②賃金引き上げ後の申請

必要な手続き: 事前に以下2つの計画を提出

賃金引き上げ計画 事業実施計画(設備投資 等の計画)



(審査の上、交付決定を受けたら) ・計画に基づく賃上げの実施 計画に基づく設備投資等の実施

③助成率区分の見直し

| 事 美 場 内 最 低 賃 金 額 | 助成率 |
|----------------------|----------------|
| 870円未満 | 9/10 |
| 870円以上 920円未満 | 4/5 (9/10) |
| 920円以上 | 3 / 4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業 拡充後

拡充後

対象事業場: 事業場内最低賃金と地域別 最低賃金の差額が 50円以内の事業場

充 (先ほどの例) 955円の工場



差額が50円以内に拡大され たので、助成金が受けられる ようになりました

く対象> 事業場規模50人未満のみ

拡充後

2023年4月1日から12月31日 までに賃金引き上げを実施して いれば、賃金引き上げ計画の提 出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

賃金引き上げ結果

事業実施計画(設備投資等の 計画) 車業宇



| 900円未満 | 9/10 |
|------------------|----------------|
| 900円以上 950円未満 | 4/5 (9/10) |
| 950円以上 | 3 / 4 (4/5) |

() 内は生産性要件を満たした事業

助成金支給までの流れ

交付申請書·事業実施計画 などを事業場所在地を管轄 する都道府県労働局に提出

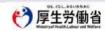


交付決定後、提出 した計画に沿って 事業実施





交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です



助成上限額

| | | | 助成. | 上限額 | |
|------------|------------------------|---------------|--------------|------------------------|--|
| 区分 | 事業場内 最低賃金の 引き上げ額 | 引き上げる 労働者数 | 右記以外 の事業者 | 事業場規模 30人未満の 事業者 | |
| | | 1人 | 30万円 | 60万円 | |
| | | 2~3人 | 50万円 | 90万円 | |
| 30円 コース | 30円以上 | 4~6人 | 70万円 | 100万円 | |
| | | 7人以上 | 100万円 | 120万円 | |
| | | 10人以上** | 120万円 | 130万円 | |
| 45円 コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | 80万円 | |
| | | 2~3人 | 70万円 | 110万円 | |
| | | 4~6人 | 100万円 | 140万円 | |
| | | 7人以上 | 150万円 | 160万円 | |
| | | 10人以上* | 180万円 | 180万円 | |
| | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 110万円 | |
| | | 2~3人 | 90万円 | 160万円 | |
| 60円 コース | | 4~6人 | 150万円 | 190万円 | |
| | | 7人以上 | 230万円 | 230万円 | |
| | | 10人以上* | 300万円 | 300万円 | |
| | | 1人 | 90万円 | 170万円 | |
| | | 2~3人 | 150万円 | 240万円 | |
| 90円 コース | 90円以上 | 4~6J | 270万円 | 290万円 | |
| | | 7人以上 | 450万円 | 450万円 | |
| | | 10人以上** | 600万円 | 600万円 | |

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者(右記)が、10人以上の労働者の 賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となり ます。(なお、②・③に該当する場合は、助成対 象経費の拡充も受けられます。)

| ① 賃金 要件 | 中請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者 |
|-------------------|---|
| ② 生産量 要件 | 秀上高や生産量などの事業活動を示す 指標の直近3か月間の月平均値が前年 前々年または3年前の同じ月に比べて 15%以上減少している事業者 |
| 物価 ③ 高騰等 要件 | 原材料費の高騰など社会的・経済的環 境の変化等の外的要因により、中語的 3か月間のうち任意の1か月の利益率 が前年同月に比べ3%ポイント*以上 低下している事業者 |

※ 1%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセ ントで表された2つの数値の差を表す単位です。

〈事業場内最低賃金とは?〉

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、 業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した 労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく 必要がおります)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金 (国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低 賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金 法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定 されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等 部至または賃金課至までお尋ねください。

助成対象経費の例

| 設備投資 | POSレジシステム導入による在庫管理の坦塔 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 |
|----------|--|
| コンサルティング | 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 |
| その他 | 店舗改装による配膳時間の短縮 |

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024(令和6)年2月28日です。
- 必ず最新の交付要編・要領で助成要件をご確認ください。

(参考)働き方改革推進支援資金

日本政策会融公庫では、事業場内最低 賃金の引き上げに取り組む方に、設備 資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日 本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ

> 日本政策金融公庫 虎雞檢索

お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



(R5.8)

ご静聴ありがとうございました。